

令和4年度 関東・甲信越静地区図書館地区別研修 内容報告

茨城県立図書館

はじめに

今回の研修は、情報化の進展など図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について研修を行い、中堅の司書としての力量を高めることを目的として開催しました。東京大学名誉教授の基調講演から始め、2日目は障害者・高齢者・病等の社会的弱者対応の科目、3日目は、学校支援・地域支援・電子書籍・新館建設など、先端技術やテクノロジーを利用して図書館・関連施設・地域住民との連携に関する科目、4日目は令和3年著作権法改正の進捗状況の科目を設定し、図書館そして職員が今後取り組むべき課題について、それぞれの第一線で活躍している大学教授等講師を企画招聘し、図書館職員として必要な知識を提供しました。出来るだけ多くの図書館職員に、そして出来るだけ意義のある研修を提供しようと茨城県立図書館職員一丸となってこの研修会を開催できたこと、関東甲信越静地区の図書館の皆様にご心から御礼申し上げます。また、関東甲信越静地区から茨城県立図書館に多数の御来館を頂き、誠にありがとうございました。

それでは、以下に研修内容の報告をいたします。

基調講演「公共図書館の未来 インターネット・市場・学びとの関係について」

講師： 東京大学名誉教授 根本 彰 氏

1 公共図書館に対する現状認識

日本では、学習とは自分で何か特定の資料を使って学ぶという考え方が中心であり、図書館はそのための場所と資料を提供するというのが基本的なサービスパターンである。図書館は公共サービスであり、公共サービスとは今利用している人と、利用する潜在的な可能性のある人が全体の市民に関わる場合に成り立つものである。



19～20世紀前半まで、図書館は、学校と同じく人々にまんべんなくリテラシーを獲得して欲しいという考え方に基づき運営されていた。図書館は、教育政策であるとともに、ある種の福祉政策でもあったのである。20世紀後半より日本型福祉国家論が衰退し、企業依存型社会が揺らいでいる現在、図書館の無料の原則は時代と共に変化しつつある。

もう20年も過ぎると、紙の書物を読む習慣を持つ人は住民のごく一部に過ぎなくなると予想されるが、今の場所と資料提供をするサービスでよいのか。この問題は世界中のものであるが、リテラシー教育が不足している日本ではより大きな問題であると考えられる。

2 なぜこうなるのか

人文主義とは、ルネサンス以降、西洋において古典つまり古代ギリシア・ローマに帰りながら古典的な知の獲得の仕方を再現しようという考え方である。古代ギリシア哲学には、ロゴス＝論理 を書き言葉にしてそれをもとに学ぶのがパイデア＝学び方・教養 という考え方があり、この2つがセットになって伝えられてきた。西洋では知は自分で獲得するのが当然であり、西洋の図書館のベースには人文主義の考え方がある。

しかし、日本では、知というものは教育によって自分が階級社会の階層を上げるための道具であるという考え方が根強く残っている。

なぜ書物は知・知識と一体のものとして扱われるのか。

①言語あるいは思考＝ロゴスを固定化する②校閲と編集③オープン性④パッケージと蓄積⑤身体的アクセスによるものと考えられる。①～④までは電子書籍でも実現可能だが、⑤の身体的アクセスは、紙の書物の重要性を表している。電子書籍と紙の書籍の関係を考えた時、こういった腑分けをして考えるべきである。

では図書館とは何なのだろうか。本を蓄積していくだけで良いのだろうか。

19世紀から20世紀初頭までに図書館の運営法の基本ができたが、大衆社会的な状況ができて資本主義的原理が強まり、教養主義＝知を一人一人が持ち様々なことをする状況に図書館が対応するのが難しくなってきた。

日本では、20世紀中ごろから教養主義を批判し、図書館は資料提供をする場であるという考え方が中小レポートや市民の図書館等に出てきた。知は研究者や作家等専門家の領分であり、図書館は利用者が要求するもののみを提供するという考え方である。その考え方が一般的になり、資料を貸出するのが図書館サービスだという誤解を与えるような方針が現在まで続いている状況である。

しかしそれでは図書館はハコモノに過ぎず、図書館の仕事が誰でもできると軽く見られてしまうことになる。資料解説や編集、資料研究、展示解説、デジタルアーカイブ制作といったことを図書館員が担っていないと、図書館が図書館として認められることはないのではないか。

西洋では、知を獲得する方法をサポートするのが図書館だという考え方があるが、日本の図書館でもそれをどこまで意識して担おうとするか、またそれを利用者にとどのようにPRするかが重要となってきた。

現代では、ネット社会が進行しており、人間社会や関係の分断化がおきている。個人が自分で自分の立ち位置を理解した上で行動するというリテラシーが大事になってきており、それができるような状況を提供するのが図書館を含めた教育機関である。

3 その対策

紙の資料は既にリテラシーがある人にとって、自分でリテラシーをコントロールするために重要である。紙の資料は無くならないだろうが、徐々にネット社会に移行しているのは明らかである。

ネット上のデータベースへのアクセスとしては、ナショナル公共財、アテンション財、私

的財がある。ナショナル公共財として、NDLデジタルコレクションがあるが、これは1968年までの絶版以外の書籍を読むことが出来るオンラインサービスである。使い勝手が極めて良く、検索がコンテンツのメタデータレベルまで用意されている。

国立国会図書館がここまでの資料を提供できるようになった結果、地方の公共図書館へは地域資料の要求が高まるのではないかと。地域資料への要求として、WEB-OPACの地域資料検索や、地域新聞記事データベースの作成等が挙げられる。

また、NDLデジタルコレクション以降の新しい本のデジタル化、電子書籍の充実に向け、提供企業との交渉も必要になってくる。

資料やデータはそのままでは使いこなせないため、キュレーションが必要になってくる。図書館におけるキュレーションとは、レファレンスや展示・教育・広報等、図書館がどういった情報を提供できるかを企画することであり、眠っている資料を見えるようにするのが目的である。

また、その前提として情報リテラシーがある。大学図書館では力を入れているが、公共図書館でも、OPACのノウハウや本の並び方等、もっと積極的に情報リテラシー教育をしていくべきではないだろうか。また、公的機関、学校・大学、企業など地域のアクターとのコンテンツ連携についても、事業化して予算を獲得し、デジタルコンテンツとの交渉役になるなど、図書館がまだまだ工夫してやるべきことはあるのではないかと。

① 事例発表「当事者から見る読書のバリアと図書館の障害者サービスについて」

講師： 発達障害実践者 神山 忠 氏

1 はじめに

LDとは、知的な遅れはないものの読み書き計算いずれかの能力が低い発達障害の一つであり、特に読むことが苦手な場合をディスレクシアと呼ぶ。日本では「福祉サービスを受ける側」と固定されているが、外国では「必要な支援さえ提供すれば活躍でき納税者になりうる存在」と捉えられている。



2 当事者の体験 1 ディスレクシアの見え方

文字の認識が苦手なため、日本語でもアラビア文字のように見えてしまう。今読みたい文字とそれ以外の情報を区別することができず、どこに目を向ければ良いのかが文章を読むうえで最初のハードルとなる。そのためリーディングトラッカーを常に持ち歩き、上下左右の不要な情報を隠すことで読めるようになる。また、縦横の太さが異なる明朝体は文字として認識することができず、縦書きの場合は行がうねるように見えてしまい、横書き以上に処理が難しい。全文ひらがなだと読みやすいということもなく、むしろ意味を捉えづらくなるため、熟語は丸ごと漢字にして、未履修や難しい漢字には適度に隙間を空けて地の文と異なる色

分けがされたふりがなを振る、分かち書きの方が理解しやすい。

3 当事者の体験 2 学生時代の障壁

自身の学生時代を振り返ると、学校教育には順応できず辛い経験も多くあった。マンガが読めないため友達との会話に入れず、音読のテストでは前日に時間をかけて準備をしてもたどたどしくしか読めず、教師から馬鹿にされた。本人に相談なくクラスメイトの前で特別な配慮が必要だから、と説明されたときは配慮への感謝よりも、惨めで存在してはいけないような気分になった。結果だけでなく、個人の内部の変容によるチャレンジそのものが評価され、誰もが「生きていてよかった」と思える社会になると良い。

4 おわりに 読書バリアフリーのために図書館ができること

バリアフリーコーナーに特別なニーズがある利用者向けの資料を配架するよりも、ひとつのタイトルごとに全ての資料種別が揃っているほうが自分のアクセスしやすい媒体を選ぶことができる。また、一般の利用者にもアクセシブルな媒体の資料があることを周知することもできる。一緒に配架が難しければ、図書館の書架に DAISY の案内を貼るところから実施してほしい。さらに盲学校や LD 親の会と連携することで、見え方の困難さを共有することができ、図書館は支援のノウハウを得ることができる。

図書館はあるサービスを整備したらゴール、ではなく利用者を見て変容し続けてほしい。

② 講義「超高齢社会における図書館サービスを考える」

講師： 筑波大学図書館情報メディア系教授 呑海 沙織 氏

1 はじめに

日本の高齢化率は 28.9%であり世界第一位である。今後も高齢化率は増加し、高齢者の高齢化、一人暮らしの高齢者の増加、女性高齢者の増加、平均寿命と健康寿命の差などが課題となっている。「高齢者」という言葉に統一された基準はないが、WHO では 65 歳以上を高齢者としている。

一方で、日本老年学会・日本老年医学会は、65～74 歳を「准高齢者」、75～89 歳を「高齢者」、90 歳以上を「超高齢者」として再定義することを提案している。



2 超高齢社会・認知症支援における図書館の役割

高齢者になったときに利用したい施設として図書館への期待は高い。超高齢社会における生涯学習と公共図書館を考えると、支えられる側だけではなく支える側としての高齢者、具体的には、高齢者が講座の講師になる等の社会参加につながる能動的なボランティアを活動等がのぞまれる。公共図書館は、高齢者の学習の場のみならず、生きがい創出の場とな

ることが求められているのである。

認知症支援における図書館の役割は、認知症に関する情報の発信による社会的スティグマの低減・解消と、当事者主体の認知症支援のサービスが挙げられる。超高齢社会と図書館研究会が発行している『認知症にやさしい図書館ガイドライン』では、認知症にやさしい (Dementia Friendly) について、認知症の人が「理解されている」「存在価値がある」「地域に貢献することができる」と感じる状態のことを指すとしている。

3 先行事例

イギリスの図書館では、さまざまな認知症支援サービスが提供されており、例えば、回想法キットの提供や「処方箋としての読書プログラム」がある。イーストボーン図書館では、高齢者が生まれ育った時期の故郷の写真、幼い頃に読んだ絵本や遊んだおもちゃ、若い頃に読んだ図書や流行した音楽 CD などが回想法キットにパッケージ化され、利用者に提供されている。

4 超高齢社会における図書館サービス

高齢者や認知症について理解を深めるための認知症サポーター養成講座の開催、認知症に関する情報の発信では、知識や情報の提供によって認知症の社会的スティグマの低減・解消に寄与することができる。さらに、サービス対象者としての高齢者を再定義し、高齢化に対応したリスクマネジメントを見直す必要がある。健康や認知症に関するイベントは老いや病への恐怖を植え付けるものではあってはいけない。図書館内に留まらず、福祉や教育分野及び利用者との連携、協働を促進していくことが重要である。

③講義 「ヘルスリテラシーと図書館：公共図書館への期待」

講師： 帝京大学共通教育センター准教授 酒井 由紀子 氏

1 はじめに

図書館が人々の健康のために貢献できることは何だろうか。ヘルスリテラシーの基本と幅広い図書館の関連活動について紹介し、日本の公共図書館でのヘルスリテラシー問題解決への貢献可能性について検討する。



2 ヘルスリテラシーとその問題の解決

ヘルスリテラシーとは、健康に関する適切な意思決定をするために必要な、基本的な健康・医療情報やサービスを入手し、処理し、または理解する個人の持つ能力の度合いである。ヘルスリテラシーが不十分だと、医療者に自分の症状について正確に伝えられないことや、医療費が高くかかること等が発生し、不利益に繋がる。

2015年、聖路加国際大学教授の中山和弘氏らの調査より国際比較において日本人のヘルスリテラシーは低いことが判明し、ヘルスリテラシー問題が注目されるようになった。

ヘルスリテラシー問題は、情報を発信する医療者と、情報の受け手である一般の人々のコミュニケーションギャップとしてとらえられるため、解消するには、「一般の人々」、「情報」、「医療者」、それぞれへ働きかけることが必要である。

3 北米の図書館におけるヘルスリテラシー支援

北米の図書館界では、ヘルスリテラシー問題解消の3方向すべてにわたり、取り組みが見られる。

一般の人々に対して図書館職員が、健康情報の検索・入手・評価の各プロセスの教育や、インターネットによる健康保険加入の手続き等の支援を行っている。

また、利用者のヘルスリテラシーレベルに合わせた本の選書や、わかりやすく質の高い健康情報サイトのリンク集を作成するなど、適正な情報提供にも取り組んでいる。

さらには、ヘルスリテラシー専門の図書館員がいる大学図書館では、医療者に向けてウェブサイトを作り、ヘルスリテラシー問題について紹介し、一般の人々へわかりやすく情報を提供するための方法を解説したりしている。

4 日本の公共図書館への期待とヒント

日本でも日本の特性に合わせたヘルスリテラシー支援活動ができるのではないかと。

若い世代と高齢の方で問題の傾向が異なるため、それぞれの課題を整理し、教育あるいは支援の機会を設けることが必要である。医療書は、わかりやすさと信頼性の高さの両方で評価し提供すべきであり、健康情報の発信者へも問題の所在を伝えることなどが考えられる。

④事例発表 「学校図書館－市立図書館連携事業（通称名：ほんくる）」～事業の推移及びこれからの課題～

講師： 取手市立取手図書館 主事 森 愛未 氏

1 はじめに

市立図書館は3館体制で、当初は貸出型として開始したが、近年は滞在型が流行しており、13ある公民館等のサービスポイントは滞在型にそぐわない。平成29年度の図書館システム更新時に、サービスポイントを生かした仕組みを検討した。



2 「ほんくる」導入の背景

児童・生徒の市立図書館利用率の減少傾向が続いてきたことを背景に、Webサービスや物流を活かして図書館の外に向けたサービスを重視する方針転換を図った。学校もサービ

スポットのひとつとして位置付けることとした。

3 「ほんくる」サービスとは

市立図書館と学校図書館が連携し、市立図書館の本を学校で受け取れるサービスである。

学校司書の全校配置、学校への週2便の搬送、学校図書館・市立図書館システムの連携により実現した。

Webでの本と出会うしくみ、学校図書館・市立図書館共通の利用カードを特徴としている。学校図書館・市立図書館の本をまとめて検索し、学校にいながら市立図書館の本を予約し、受け取ることが可能となっている。

搬送便は火・木、水・金いずれかの組み合わせで週2便を編制しているが、更なる増便が今後の課題である。

学校図書館と市立図書館のコミュニケーション支援のため、グループウェアとタブレット端末を活用したWeb内線電話を導入して学校司書を支援した。

4 課題と今後の取り組み

「ほんくる」開始当初は、小学生の利用率が向上したが、新型コロナウイルス感染症、働き方改革により、児童・生徒の本にふれる時間が減少傾向にある。「ほんくる」の認知度向上につながる取組の継続が課題となっている。

学校司書研修会の開催、令和4年7月から予約画面に「ほんくる」ボタンを追加、心からみんなにすすめたい一冊の本推進事業への取り組みなどを通じて利用率向上につとめている。

⑤ 講義「公立図書館と学校図書館の相違点と連携の可能性について」

講師： 立教大学教授中村 百合子 氏

1 はじめに

公共図書館と学校図書館のふたつが図書館サービスを提供することの必要性があるのか。諸外国では、常にそのような視線が投げかけられ、存在意義を問われるが、日本でも子どもを対象とするふたつの図書館が必要であるならば、違いと役割分担はどうなるのか。



2 これまでの流れ

理論的研究から学校に図書館があればすべての子どもがサービスを受けられること、公共図書館と学校図書館は使命や役割が違うことが一般的な答えとされてきた。

学校図書館はk n u t hの国際比較研究によれば三つの発展モデルに分類される。日本

の戦後図書館史をみると、戦後初期の学校図書館への関心、公共図書館の児童サービスへの関心、学校文庫・地域文庫の活動、公共図書館の児童サービスの拡張、学校図書館法の改正と重点が移動しており、ふたつの図書館へ同時に関心が向かうことは少なかった。

3 日本独自の学校図書館の展開

子ども文庫の存在、学校図書館の居場所としての期待、司書教諭と学校司書が存在するという日本の独自性を今後の学校図書館のサービス発展にどのように生かしていくか。

近年は、他館種からの支援、公共図書館との複合化がみられる。

4 研究からの学びと対応策

学校図書館と公共図書館の連携には、長期的にみて相互の発展の阻害要因とならないかを考慮する。

関係者以外からみて二重行政ではないかとの疑問に答えられる準備が必要である。

学校図書館と公共図書館の違いを明らかにし、それぞれが自立の意志をもったうえでの連携にあたるべきではないか。

図書館のその場で手に入ることには意味がある。単に他館から貸してもらえるというだけの合理化での資料の共有は慎重に行う。

専門職員は学校図書館と公共図書館それぞれで異なる形で子どもにアプローチし、専門性を高めることができる。

電子書籍を公共図書館を通じて提供することの模索は、今後の学校図書館に影響があるものと推測される。

学校図書館にもマネジメント理論の応用可能性を適用し、SWAT分析がwin-winの協働につなげられることを提案したい。

⑥講義「公共図書館における電子図書館サービスの現状と今後の展望」

講師： 専修大学教授 野口 武悟 氏

1 電子書籍とは何か

電子書籍は電子情報資源の1つであり、専用端末（内蔵）型、パッケージ（CD-ROM）型、ネットワーク（クラウド）型の3タイプに区分できる。ネットワーク（クラウド）型では、利用者にIDとPWを発行することで図書館外でも利用できるが、「アクセス」権を得る契約のため、予算執行等において従来とは異なる対応が必要となる。



「電子図書館」とは電子メディアによって提供される情報サービス全体を指す概念で、電子書籍サービスだけでなく、OPAC、データベースサービス、デジタルアーカイブ等を含んで

いる。

2 公共図書館における電子書籍サービスの現状

公共図書館における電子書籍サービスは、コロナ禍により導入が急速に進んだ。来館が不要であることや音声読み上げができることがメリットである。特に文芸書や児童書への要望が高いが、それらのコンテンツの不足を懸念事項にあげる図書館は少なくない。

3 電子書籍サービスをめぐる新たな動向

(1) 学校における GIGA スクール構想との関わり

2019年にスタートしたGIGAスクール構想により1人1台端末の整備は進んだがソフト面の整備が遅れており、電子書籍サービスを導入している学校はごくわずかである。そのため、児童生徒向けに公共図書館の電子書籍サービスのIDを一括で発行するなど、学校と公共図書館との連携が期待されている。

(2) 読書バリアフリーの推進

視覚障害者等に対しアクセシブルな電子書籍の普及が求められており、DAISY等の特定電子書籍はサピエや国立国会図書館の送信サービスを通して提供されている。

電子書籍サービスは、障害者だけでなく子供や高齢者等も対象としており、特定電子書籍とあわせて整備していくことが効果的である。

4 今後の展望

近年では出版物の約4分の1が電子書籍となり、図書館のDXは避けて通れない。未利用者層であるビジネスパーソンや中高生等を新たに取り込むチャンスでもあり、それぞれの図書館が、それぞれの速度でDXに取り組んでいく必要がある。

⑦ 事例発表「利用者と本を結ぶデジタルサービス～新・石川県立図書館（愛称：百万石ビブリオバウム）テクノロジーが結ぶ図書館と利用者の新未来創造へ～
講師： 石川県立図書館 利用推進課長 小石 宗明 氏

1 石川県のチャレンジ

図書館の可能性を広げ、いかに図書館を使わない人呼び込むか、を建築でも配架計画でも大事にした。石川県立図書館は多くの人が集う公共の場を生み出し、時代とともに機能の移り変わりが可能な「サードプレイス」の役割を担う。「ここ」に来たからこそのリアルな体験、誰もが何度でも「来てよかった」と感じる図書館にする。

基本情報：地上4階、地下1階立て、開架冊数30万冊、書庫収蔵能力200万冊、



閲覧席数 500 席

2 図書館の可能性

住民の6割は図書館を利用しておらず、敷居が高い施設になりかけているため、これまで利用していない層を底上げすることを目指した。すり鉢状の緩やかなスロープの書架「本と出会う12のテーマ」は7万冊、小分類で700のテーマを新設し、サービスの肝としている。

「本との出会いの窓」のコーナーでは12のテーマを代表する資料が展示され、展示計画の業者に習いながら、司書がそれぞれ1つの棚を担当し、世界観の演出まで行う。

配架場所が、すり鉢部分の書架と平面部分の通常の書架に分かれてしまうデメリットもあるが、面出しの貸出率が高い。背ラベルは通常の請求記号と配架場所の2つを貼っている。

3 これからの公共性

公共性が高い図書館とは、裾野の広い図書館である。複合施設ではなく図書館機能の一部として、ものづくり体験スペースやキッチンをついた食文化体験スペース、屋内外の広場でイベントが開催できるようになっているため、県庁、民間の多くのイベントが行われている。どんなイベントでも関連資料があることが図書館の強みである。イベントに司書も参加し、図書館としてイベントに関わっている。

4 自治体ができること

新館計画にあたり、海外6カ国を含む200館を職員が現地視察している。

県全体で意志の統一をはかるため、石川県立図書館条例を新設し、図書館を知事直轄とした。観光部局など他部局と連携した柔軟なイベントができるようになっている。

図書館職員としては、新館計画で閉架書庫の配架計画に悩まされた。口伝でしか別置場所がわからない資料を業者に依頼するために全て明文化し、また今後50年を見据えて余裕を持たせてパズルのように分類を配置するのが苦勞した。

⑧講義「コミュニティの中の公共図書館～北欧公共図書館の取組～」

講師： 筑波大学図書館情報メディア系教授 吉田 右子氏

1 はじめに

2006年8月にコペンハーゲン（デンマーク）の図書館を訪れた際、利用者が館内で食事や会話をしたり、館内にコンピュータゲームが置かれている様を見て驚きとショックを受けた。これをきっかけにフィールドワークや現地の方と実際に会って約

15年間研究を進めてきた。今回は北欧の自由な会話のあふれる図書館を見ていく。



2 公共図書館とは

公共図書館とは、文化保障機関として様々な要素を持っており、なかでも「情報と文化へのアクセス保障」「生涯学習の支援」を唯一セットで行える場所である。また、①文化的刺激、②知的緊張感、③他社との会話、④自己との対話、⑤問いを創る、⑥答えを創る の6つの要素が揃えば公共図書館として完璧と言える。日本の公共図書館は①文化的刺激、③他者との会話、⑤問いを創る の要素をいかに強化していくかが重要である。

3 図書館と公民館

日本では公共図書館と公民館が別々に存在しているが、北欧では図書館と公民館が一体となり、コミュニティの再生や市民サービス全般を行い、住民の心身の健康を養う役割を担っている。

4 21世紀北欧公共図書館の空間実態

資料スペースは縮小され、「文化的刺激」「創作活動」「学び」「出会いと社会参加」の場所として、司書が文化仲介者としての役割を担っている。館内はコーナーごとの壁をなるべくなくして、多様な背景を持つ利用者が、それぞれの目的に応じて図書館を利用できるようフレキシブルな空間となっている。

大きな図書館（中央館）は多くの機能を持つ賑やかな空間となっている。分館は立地場所によって、雰囲気それぞれ異なり、館長が主導して住民の特性に合わせたサービスを提供している。

5 公共図書館の存在意義

2013年からノルウェーを筆頭に北欧で公共図書館法改正が行われ、学びの場である図書館では会話が必要と考えられている。唯一無二の公共的価値を持つ場所として、情報とメディアのアクセス保障及び文化・情報・メディア格差の解消こそが公共図書館に課せられた使命である。公共図書館とは、公共図書館にしかできないことで住民の幸せをサポートすることができる機関である。

⑨講義「令和3年改正著作権法で変わる図書館サービス～図書館資料の公衆送信を中心に～」

講師： 調布市立図書館 主幹 小池 信彦 氏

1 近年の著作権法の改正動向

著作権法の改正動向の根底には情報化、デジタル化が存在する。平成21年に国立国会図書館の資料のデジタル化対応、平成24年に図書館資料デジタル化資料送信サービスへの対応、平成26年に電子書籍に



対応した出版権の整備等、平成 30 年に教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備等、令和 2 年にインターネット上の海賊版対策の強化等が行われた。

2 令和 3 年著作権法の改正の背景

令和 3 年の改正時、コロナ禍での図書館の休館や外出自粛等により、デジタル・ネットワーク技術を活用し国民の情報アクセスの充実が求められた。文化審議会著作権分科会に法制度小委員会が設置され、図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチームで実質的検討がおこなわれた。その結果、図書館資料を簡単に入手できるようにすることは、時間的・地理的制約を超えた「国民の知のアクセス」を向上させると報告された。

3 国立国会図書館による絶版等資料の個人向けのインターネット送信

令和 4 年 5 月 19 日から国立国会図書館が絶版等資料のデータを、図書館だけでなく直接利用者に対して送信可能となった。令和 5 年 1 月からは資料のプリントも可能となる予定である。プリントの際、「著作物の一部分」「一人一部」といったような制限は設けないこととしている。また、公の伝達についても要件を満たした場合に認められる。

4 図書館等による図書館資料の公衆送信

権利者保護のための厳格な要件の下で、公共図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分をメール等で送信可能となる。公衆送信の際、図書館等の設置者が補償金を権利者に対して支払うことが法律上求められているが、実際の補償金負担は、受益者である図書館等の利用者に転嫁されることが考えられる。

権利者保護のため①対象物は正規の電子出版等の市場との競合禁止②利用者の不正拡散の防止③図書館等における法令を遵守した適正な運用等の担保（公衆送信の実施主体を要件を満たす特定図書館のみに限定）の要件が設けられている。

施行日は令和 5 年 6 月 1 日までとされており、現在関係者協議会で協議・検討が進められている。今後、ガイドラインの作成、補償金額の認可、特定図書館の届け出が予定されている。